

第2号議案

役員退職手当規程の変更について

(案)

「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第79号)が施行され、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、別紙のとおり役員退職手当規程を変更する。(施行日:平成30年3月30日)

以上

【添付資料】

別紙:役員退職手当規程変更案 新旧対照表

役員退職手当規程 変更案 新旧対照表

(別紙)

変 更 前	変 更 後
<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>役員</u> (常勤の役員をいう。以下同じ。) に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、<u>役員</u>が退職したとき又は解任されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給する。ただし、<u>役員</u>が、電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第28条の23第5項又は第6項の規定に基づき解任されたときは、当該<u>役員</u>には退職手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者 (以下「委員会等」という。) が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに<u>100分87</u>を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の基本額は、異なる役職ごとの在職期間 (以下「役職別期間」という。) 1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに<u>100分87</u>を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 <u>理事長及び理事</u> (以下「常勤役員」という。) に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、<u>常勤役員</u>が退職したとき又は解任されたときはその者に、死亡により退職したときはその遺族に支給する。ただし、<u>常勤役員</u>が電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第28条の23第5項又は第6項の規定に基づき解任されたときは、当該<u>常勤役員</u>には退職手当は支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに理事長が別に定める委員会又は理事長が指名する外部の者 (以下「委員会等」という。) が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。ただし、第5条第1項及び第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の基本額は、異なる役職ごとの在職期間 (以下「役職別期間」という。) 1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基礎とし、これに委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額にさらに<u>100分の83.7</u>を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。</p>

第4条 (略)

(在職期間の計算等の特例)

第5条 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 (略)

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項に規定する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項に規定する役員が退職した場合（前項に該当する役員を除く。）の退職手当の額については、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項に規定する役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

第4条 (略)

(在職期間の計算等の特例)

第5条 常勤役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び常勤役員となった者の在職期間の計算については、先の常勤役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、常勤役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 (略)

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き常勤役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の常勤役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 常勤役員が第1項に規定する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する常勤役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

5 第3項に規定する常勤役員が退職した場合（前項に該当する常勤役員を除く。）の退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の第3項に規定する常勤役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を、国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

6 前項の場合において当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の取扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときも同様とする。

2 (略)

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 (略)

3 (略)

6 前項の場合において当該退職の日における本給月額、当該常勤役員が第3項に規定する常勤役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該常勤役員の常勤役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

(再任等の取扱い)

第6条 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の常勤役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたとき、並びにやむを得ない事情により前記任命の手続きが遅延したときも同様とする。

2 (略)

(遺族の範囲及び支給順位)

第7条 第2条第1項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（婚姻の届出を行っていないが、常勤役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- 三 前号に掲げる者のほか、常勤役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤役員で第2号に該当しない者

2 (略)

3 (略)

第8条～第10条 (略)

附則 (略)

第8条～第10条 (略)

附則 (略)

附則 (平成30年 3月 日)

この規程は、平成30年 3月30日から施行する。